る。）において埋却する。焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製処理又は消毒を行う。

① 家きん卵（ただし、病性等判定日から遡って７日目の日より前に採取され区分管理されていたもの、ＧＰセンター等で既に処理されたもの及び種卵を除く。）

② 種卵（ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

③ 排せつ物

④ 敷料

⑤ 飼料

⑥ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

⑵ やむを得ず汚染物品を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

⑤ 移動時には、法第32条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑦ 移動経過を記録し、保管する。

⑶ 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて実施する。

① 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

② 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

③ 汚染物品の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、処理施設の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

４ 家きん舎等の消毒（法第25条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した家きん舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、１週間間隔で３回以上実施する。

消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、高温蒸気等を用いて行う。

５ 家きんの評価

⑴ 家きんの評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該家きんが患畜又は疑似患畜であることは、考慮しない。

⑵ 評価額の算出は、原則として、当該家きんの導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに産卵供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

⑶ 家きんの所有者等は、と殺に先立ち、家きんの評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体格が分かるように写真を撮影する。

⑷ 農林水産省は、都道府県において家きんの評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

第８ 通行の制限又は遮断（法第15条）

１ 都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、本病の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

２ 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。

３ 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第５条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続、掲示等の方法については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第９ 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

１ 制限区域の設定

⑴ 高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

ア 都道府県は、第５の２により家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径３キロメートル以内の区域について、家きん等（４に掲げるものをいう。②及び５の⑼において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第５の２の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第４の３の⑵に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径10キロメートル以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10キロメートルを超えて設定する。

② 搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から10キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

③ 食鳥処理場で発生した場合

都道府県は、食鳥処理場に所在する家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア 原則として、当該食鳥処理場を中心とした半径１キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 当該家きんの出荷元の農場を中心として、①及び②と同様に移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

⑵ 低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

ア 都道府県は、第５の２により家きんが低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径１キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第４の３の⑵に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径５キロメートル以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、５キロメートルを超えて設定する。

② 搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径５キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から５キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。